

会議における水分補給について（案）

本会議及び委員会中に水分補給が必要な場合は、議員各自で用意し、理事者も同様とする。なお、用意する飲み物は、キャップ付きなどの倒してもこぼれない容器とし、中身は水に限る。また、会議中は机上に置かない。

《参考》

議会運営に関する主な確認事項

《V 委員会》

1 委員会運営に係る共通事項

(6) その他

- 1) 委員会に出席するときは、携帯電話等の電源を切るなど、会議の妨げにならないようにする。
- 2) 委員会中に水分補給が必要な場合は、議員各自で用意し、理事者も同様とする。なお、用意する飲み物は、キャップ付きなどこぼれにくい容器とし、委員会中は机上に置かない。